

大津市企業局工事管理情報システム利用マニュアル

令和5年11月1日作成

（目的）

第1条 本マニュアルは、大津市企業局が発注する建設工事における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため「滋賀県工事管理情報システム」利用するにあたり必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 大津市企業局が発注する建設工事において、受注者が希望する工事を対象として、「滋賀県工事管理情報システム」の利用を実施する。
受注者が希望する工事においては、事前に監督職員と協議を行い、実施することが困難と認めた場合などは、実施しないことができる。

（遠隔臨場）

第3条 建設工事における遠隔臨場（段階確認、材料確認、立会）を実施する際は、「大津市企業局建設現場の遠隔臨場利用マニュアル」の内容に従うものとする。

（工事検査）

第4条 土木関連の工事検査においては、「滋賀県工事管理情報システム」で処理した工事帳票(竣工図等を除く)のうち、効率化を図れるものについては、紙に出力せずに電子データを利用して検査することが可能である。

ただし、その方法については、「大津市電子納品運用ガイドライン企業局取扱要領」を適用せず、監督職員は事前に検査職員と協議し、「大津市企業局工事検査要綱」第9条に基づき、関係書類の提示により検査を実施する。

なお、この場合の検査に必要な機器は、受注者にて準備するものとする。

（システム利用に係る経費）

第5条 「滋賀県工事管理情報システム」の利用に係る経費（登録料及び利用料）は共通仮設費（技術管理費）の率計上に含まれている。

（その他）

第6条 本工事管理情報システム利用マニュアルに定めがない事項に関しては、受発注者間の協議によるものとする。

大津市企業局工事監理課